

自動車交通における利便性及び安全性の向上を図るため、乗合旅客の運送に係る規制の適正化、自家用自動車による有償旅客運送制度の創設、電子化に対応した自動車登録制度の見直し、二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長、リコール制度の充実等所要の措置を講ずる。

安全・安心な「くるま社会」の実現は国民的課題

地域交通の利便性・安全性の確保

道路運送法の一部改正

少子高齢化、過疎化

生活交通の確保が課題となる中、ニーズに応じ旅客輸送形態が多様化
要介護者等の移動制約者の個別輸送ニーズが急増

コミュニティバス、乗合タクシー等の普及促進

- 地域のニーズに応じた旅客輸送の確保等を図るため、コミュニティバス、乗合タクシー等の導入に当たり、地域の関係者の合意がある場合に運賃・料金規制を緩和（認可 事前届出）。



市町村バスやNPOによるボランティア有償運送の制度化

- バス、タクシー事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要と合意した場合に、市町村バスやNPOによるボランティア有償運送を可能とする制度を創設（登録制）。



地域の実情や利用者のニーズに応じた旅客輸送サービスの普及を促進

安全対策の推進

道路運送車両法・(独)交通安全環境研究所法の一部改正

リコール隠し等の不正

リコールの内容を詳細に分析する体制

リコール制度の充実（予算関連事項）

- 独立行政法人交通安全環境研究所の業務として、自動車の欠陥の原因を実車実験などにより検証する業務を位置づけるなどリコール制度の充実を図る。



安全性を考慮しつつ車検のユーザー負担を軽減

二輪の小型自動車の車検の有効期間の延長

- 二輪の小型自動車について、初回の自動車検査証の有効期間を2年から3年に延長。



不正改造車の排除

架装メーカー等に対する立入検査権限等の追加

- 改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限を規定する。



安全な「くるま社会」の実現

車両情報の適切な利活用

道路運送車両法の一部改正

情報技術の発展

自動車の登録情報を簡便に確認・利用したいニーズ

自動車登録情報の電子的提供制度の創設

- 自動車登録情報について、パソコン等による簡便な確認・利用を可能とするとともに、個人情報保護対策を強化する。



「くるま社会」における利便性の向上

自動車交通における利便性及び安全性の向上を通じた安全・安心な「くるま社会」の実現

道路運送法等の一部を改正する法律

道路運送法の一部改正

近年、過疎化が進行し少子高齢化が進展する中で、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた交通政策の展開が求められている。このため、現在各地で導入されつつあるコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPOによるボランティア有償運送などの新たな運送サービスが、地域の多様なニーズに的確に対応しつつ、安全・安心なものとして提供されるための措置を講じる。

1. コミュニティバス、乗合タクシー等の普及促進

改正内容

多様な乗合旅客のニーズへの柔軟な対応を可能に

デマンドバスや乗合タクシーといった定期定路線以外の乗合旅客の運送についても「乗合事業」の許可でサービス提供が可能に

地域のニーズに応じた運賃・料金の設定・変更が可能に

地方公共団体、地域住民等地域の関係者の合意がある場合には、上限認可が不要となり、ニーズに応じた柔軟な運賃設定が可能に



地域住民との協働により、地域のニーズに柔軟に対応したコミュニティバスや乗合タクシー等の普及を促進



2. 市町村バスやNPOによるボランティア有償運送の制度化

改正内容

市町村バスやNPOによるボランティア有償運送を可能とする制度を創設(登録制)

過疎地における住民の生活交通や移動制約者の移動手段など、バス・タクシー事業者によることが困難であり、地方公共団体、バス・タクシー事業者、地域住民等地域の関係者が必要と合意した場合、市町村、NPOによる運送サービス提供を可能に

過疎地の生活交通や要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動を確保



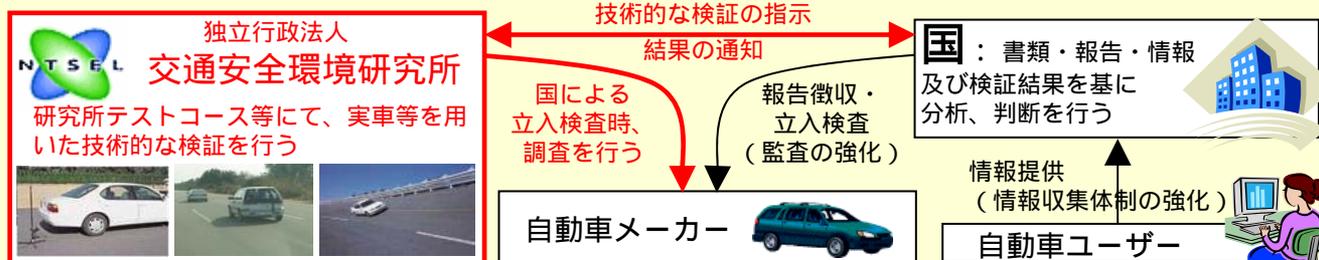
➡ 地域の多様なニーズに的確に対応した安全・安心な運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現

3. 安全対策の推進

【リコール制度の充実】

改正内容

リコール隠し等の不正行為が再発しないように、独立行政法人交通安全環境研究所の業務に、自動車の欠陥の原因を実車実験などにより検証する業務を位置づけるなど、リコールの内容を詳細に分析する体制をつくる。



【二輪の小型自動車の車検期間の延長】

改正内容

規制改革推進三カ年計画（平成17年3月25日閣議決定）に従い、二輪の小型自動車について、初回の自動車検査証の有効期間を2年から3年に延長。

自動車の安全性を維持しつつ、車検のユーザー負担を軽減



【架装メーカー等に対する立入検査等の実施】

改正内容

架装メーカー等による不正改造事案に対応するため、これらの者に対する報告徴収及び立入検査権限を規定。

不正改造の抑止と早期発見、不正改造車両に対する迅速かつ確実な整備命令等が可能となることで、不正改造車の排除を促進



➡ 安全な「くるま社会」の実現

4. 車両情報の適切な利活用

【自動車登録情報の電子的提供制度の創設】

改正内容

国の保有する自動車登録情報（車両情報）について、パソコン等による簡便な確認・利用を可能とするとともに、請求者の本人確認の実施等により個人情報保護対策を強化する。

➤ 利用者のニーズに沿った内容・方法による情報提供



一般ユーザーや自動車ディーラーによる自動車の所有者の簡便・迅速な確認



リコール対応、盗難車対策、税の徴収への活用



事故・整備履歴等を含む車両履歴データベースの構築による流通・整備への活用



自動車メーカー等による自動車製造・販売戦略への活用

➤ 車両情報の不正使用の防止



電子認証等により、厳格な請求者の本人確認等を行い、個人情報保護対策を強化



・自動車の取引・整備等におけるユーザー利便の向上
・自動車関連サービスの効率化・高度化